

## 65歳以上の人の新しい介護保険料

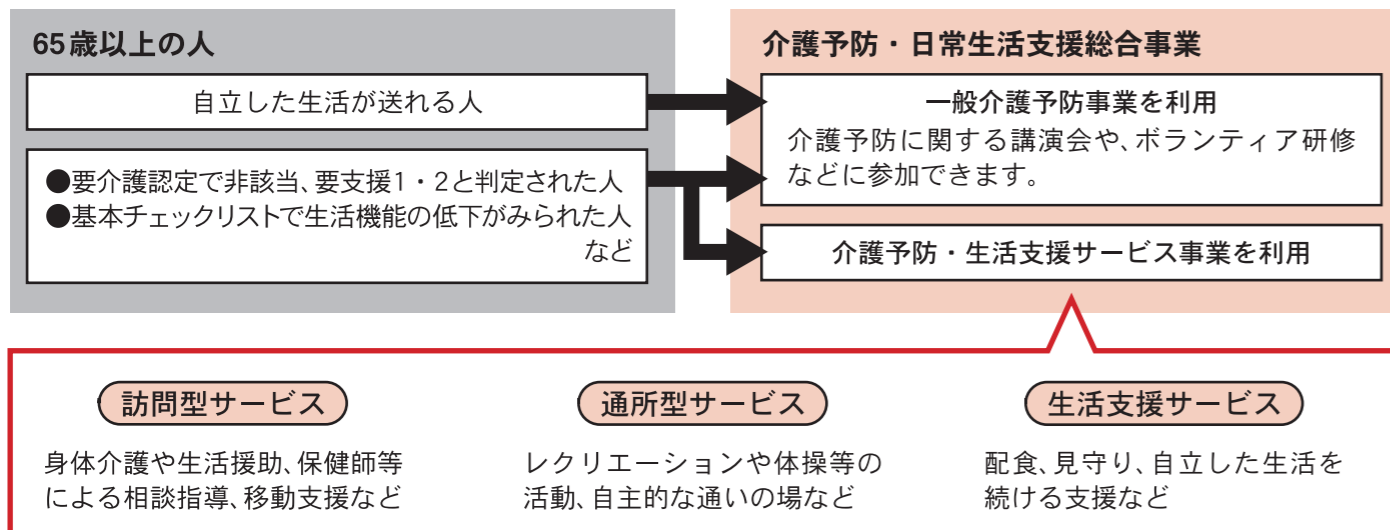
第6期杵築市介護保険事業計画(平成27～29年度)において、第1号被保険者の介護保険料については、これまでの7段階から10段階へ見直しが行われました。

所得段階	対象者	基準額に対する割合		保険料	
		基準額	保険率	月額	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	5,500円	0.45	2,475円	29,700円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下		0.75	4,125円	49,500円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等120万円超		0.75	4,125円	49,500円
第4段階	・本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下		0.83	4,565円	54,700円
第5段階	・本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超		1	5,500円	66,000円
第6段階	・市民税課税かつ合計所得金額120万円未満		1.2	6,600円	79,200円
第7段階	・市民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満		1.3	7,150円	85,800円
第8段階	・市民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満		1.5	8,250円	99,000円
第9段階	・市民税課税かつ合計所得金額290万円以上500万円未満		1.7	9,350円	112,200円
第10段階	・市民税課税かつ合計所得金額500万円以上		2.0	11,000円	132,000円

## 介護予防・日常生活支援総合事業がスタートしました

要介護認定で非該当や要支援1・2と判定された人や、生活機能が低下していて介護が必要となるおそれがある人は、市が行う介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。また、自立した生活を送れる人も介護予防に関する講習会などに参加できます。

### ▼利用までのながれ



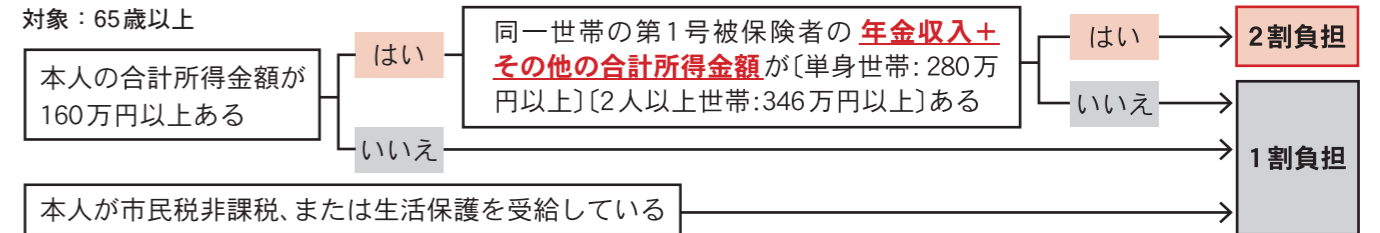
平成27年  
8月から

## 介護保険制度が改正されます

【問い合わせ】市民課 介護保険係 ☎0978-62-1806

### 一定以上所得者は介護保険サービスの利用者負担が2割になります

介護保険の認定者に利用者負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。



### 高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費等」の利用者負担段階区分(所得等に応じた区分)に「現役並み所得者」を新設し、上限額を設定します。

#### ■平成27年7月までの所得での段階区分

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
・一般	37,200円
・住民税世帯非課税	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金受給者	15,000円(個人)
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円

#### ■平成27年8月からの所得での段階区分

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
・現役並み所得者	44,400円
・一般	37,200円
・住民税世帯非課税	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金受給者	15,000円(個人)
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円

### 高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の医療費と介護サービス費の利用者負担(それぞれの限度額適用後の利用者負担)が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます。

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人		所得区分	70～74歳の人	後期高齢者 医療制度で 医療を受ける人
	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～			
901万円超	176万円	212万円	現役並み所得者	67万円	67万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円	一般	56万円	56万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円	低所得者II	31万円	31万円
210万円以下	63万円	60万円	低所得者I	19万円	19万円
住民税非課税世帯	34万円	34万円			

〈年額/8月～翌年7月〉